

(写)

平成 29 年度第 2 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 29 年 11 月 24 日 (金) 午後 2 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 大崎 秀夫 くまがい 澄子 桑原 公平
相馬 なるみ 濱田 一成 福井 清一郎
鱒沢 信子 六田 文秀 渡辺 芳子

(事務局) 総務部長 針谷 弘志 総務課長 高木 信之 財政課長 大柳 雄志
総務係長 和田 幸雄 総務係 黒川 哲 平山 智貴

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、9 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

桑原委員、相馬委員の 2 名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」諮問した。

5 事務局説明

(1) 資料について説明

・「特別職報酬等審議会への諮問事項」

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

・区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額、並びに区議会議員の議員報酬の額を、現行額から 0.13%相当引き上げる。

(2) 欠席委員からの質問

(総務課長) 本日欠席の本田委員から質問を預かっており、そのまま読み上げる。

「平成 28 年度第 1 回審議会で『行政委員等の月額報酬の支給方法の改正』で、「教育委員及び監査委員並びに附属機関の構成員が疾病等により職務を遂行できなかった期間があるときは、当該月の全部又は一部を支給しないことができることとする。」

と事務局から改正の説明が示されております。当該月で監査委員が職務を遂行できた期間(日数)は日額で支給すると、解釈してよろしいでしょうか。また、非常勤の監査委員もこれに該当しますか。以上、監査委員の支給方法についてお伺いします。」

これについては、平成 28 年 11 月 24 日に開催した、平成 28 年度第 1 回特別職報酬等審議会において説明をした内容である。

月額で報酬を支給している行政委員、附属機関の構成員について、疾病等により職務を遂行できなかった期間があるときに、当該月の報酬を、職務を遂行できなかった期間の日数に応じて、支給しないことができることとするもので、本田委員ご指摘のとおり、職務遂行期間によって、日額で報酬を支給することになる。

本田委員からは監査委員の支給方法について質問を受けており、これは非常勤の監査委員も該当している。

なお、給料を支給している常勤の監査委員については、従前から職務遂行期間によって給料を減額することとしている。

6 質疑応答

(大崎委員) 監査委員について、常勤代表監査委員と常勤監査委員とがあるが、2 人いなければならないのか。

(総務課長) 常勤監査委員は 1 人のみである。常勤監査委員が代表監査委員を兼ねる場合には、常勤代表監査委員の額が適用され、代表ではない場合には、常勤監査委員の額が適用される。

(大崎委員) 監査委員の職務について、活動状況を教えてほしい。

(総務課長) 毎日ではないが、月に必ず 1 回以上は出てきている。案件があれば月に複数回、住民監査請求があれば相当日数の時間を費やして、出ていただいている。

(大崎委員) 以前、選挙管理委員は月額で報酬が支給され、勤務実態があまりなくても、毎月、固定額の報酬が支給されていた。それはおかしいということで、私が声を上げ、日額での支給に区が見直しを行った。

(総務課長) 選挙管理委員の報酬の支給方法は、平成 22 年度に見直しを行った。そのときに、選挙管理委員のみでなく、教育委員、監査委員の勤務状況についてもすべからず調査を行った。勤務日数等を勘案すると選挙管理委員については日額が適切、という評価をこの審議会でもしていただき、見直しに至った。

(大崎委員) 他の委員もわからないことは質問をしたらよい。

(濱田会長) 前回の資料も含めて、ご質問していただいて構わない。

(くまがい委員) 前回、他区の状況についての説明があった。引き上げをせず、据え置きの方も

あるが、据え置き判断はどこが行っているのか。

(総務課長) 他区の状況については、引き上げが14区、据え置きが4区、未定が5区となっている。どの区でも特別職報酬等審議会を設置している。各区の財政状況や過去の改定経緯などから、報酬等改定について審議会に諮問し、区長判断によって条例改正の議案を議会に上程し、議決を頂戴する流れとなる。

(濱田会長) 先ほどの各区の状況については、28年度、29年度いずれの説明か。

(総務課長) 平成29年度の状況である。

(濱田会長) 昨年度の状況は実績で、29年度の状況については予定も含む、という理解でよいか。

(総務課長) 「改定する」との回答をもらっている区については、基本的に答申が既に出ていて、これから条例改正を行っていく段階である。

(渡辺委員) 新宿のまちの印象を考えると、人口も増えており、区長等の役割は増している。民泊やポイ捨ての問題など多岐にわたっている。区長の年収が23区の中で13位であるが、もう少し増やしても良い。

千代田区では地域手当がないが、理由は。

(総務課長) 経緯についてはわからない。

(渡辺委員) 大崎委員からも先ほど話があったが、選挙管理委員の報酬がどのくらい出ているか、教えてほしい。

(総務課長) 勤務実績について、平成20年度で36回だったものが、25年度・26年度あたりで80回程度の活動に増えている。

(六田委員) 特別区人事委員会勧告と区の財政状況、21年度からの数年間減額が続いていたことなどを踏まえ、勧告どおりの引き上げでいかが、という諮問である。新宿区は副都心、オリンピックの開催も控え、23区の中で中心区という印象がある。そのため、増額で良いと考える。今後については、状況が悪くなった場合に見直しをすれば良い。

(濱田会長) 新しい委員の考えもぜひ聞きたい。

(相馬委員) 引き上げは妥当。区長は休みの日によく見かけ、大変だなという印象を持っている。それを考えると、この増額では少ないのではないかと、という印象もある。

(鱒沢委員) 0.13%引き上げるという案については、適切と考える。

今回の諮問からは外れてしまうが、選挙管理委員はどういった活動をどの程度行っているのか、それに対して報酬がいくら支給されているのか、については考える必要があると思う。ただ、それについては、今後諮問があった際に議論していければ良い。

(福井委員) 給料の水準が我々商人とは違う、という印象を受けている。我々の税金は増えるばかりで、給料に返ってこない。

(濱田会長) 今回の審議会は、今回のものとして意見をまとめれば良い。私は過去、何年間かこの審議会の会長を務めているが、議員の報酬、あるいは区長の給料について、本来どうあるべきか、という議論が交わされたこともある。例えば、新宿は23区を中心だから区長の給料は1位で良いであるとか、議員の活動の実態が見えづらい、などの意見が過去出ている。

(大崎委員) 新宿区が財政非常事態宣言を出したとき、平成8年頃、議員の海外視察を止めるべきと反対運動を起こした。議員には政務調査費が支給されているため、海外視察の費用も政務調査費から出すべきであると訴えた。議員が海外視察でどのようなことをして来たのか、外に発表していないことも問題であった。

また、議員定数を44名から38名に減らした。それ以降、定数は変わっていない。

(濱田会長) この審議会は議員報酬や区長の給料の額について議論する場であるため、議員定数は、直接的にはこの審議会の対象ではないが、関連する内容である。過去のことについて貴重な説明をいただいた。

(濱田会長) 他に意見はないか。

皆さんから様々意見をいただいた。議論はひとまず区切らせていただき、これまでの審議内容を踏まえて、答申案文を作成する。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読一

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(大崎委員) 異議なし。

(福井委員) 私は商店会連合会の会長をやっているが、自分の本意ではなかった。こうした会議に出席すると、全て賛成していると受け止められることに納得いかない面もある。

(六田委員) 私が申し述べたいことは、この答申文に上手く整理されて盛り込まれている。これで良いと思う。

(濱田会長) 私が説明することではないかもしれないが、条例で、公共的団体等の代表者から委員を選出することとなっているため、今回、福井委員に委員を務めていただ

くことになったものと思う。

(濱田会長) では、大方のご賛同を得られたので、最終的な答申文の作成は会長一任ということによいか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) 今回の諮問に対する区長宛ての答申は、概ねこの内容で準備を進める。以上で本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後ほど審議会を代表して私から区長に渡す。これで審議会を閉会する。

7 閉会

